

輸出先国制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千二百二十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づき品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき公表し、併せて同法第二十一条の二第三項の規定に基づき、輸出する行為に係る事項について公示する。

令和二年六月十五日

農林水産大臣 野上浩太郎

Ⅱ 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産

植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
-------------------	---------	--------------------	----------------	-----	--------------

Citrus L.	ボナルーナ	国立大学法人京都大学 京都府京都市左京区吉田 本町36番地1 高知県 高知県高知市丸ノ内1丁目 2番20号 広島県 広島県広島市中区基町10 番52号	第35155号 令和2年12月28 日	なし	登録品種につき品種 の育成に関する保護 を認めていない国以 外の国であって指定 国以外の国に対し種 苗を輸出する行為及 び当該国に対し最終 消費以外の目的を もって収穫物を輸出 する行為を制限す る。
-----------	-------	---	---------------------------	----	--